

令和2年 9月 8日
記者発表



「和歌山梅酒」が酒類の地理的表示（GI）の指定を受けました！

「和歌山梅酒」が、酒類の地理的表示（GI：Geographical Indication）の指定を受けました。酒類の地理的表示は国税庁長官が指定するもので、この指定は全国13例目であり、和歌山県内では初めての指定です。またリキュールでは全国初の指定となります。

今後は、和歌山県とGI和歌山梅酒管理委員会とが一体となって大阪国税局や関係事業者とともに、関連イベントなどを活用し、和歌山梅酒の魅力为全国に、そして世界に発信していきます。

1. 登録産品について

- (1)GIの名称：和歌山梅酒
- (2)産地の範囲：和歌山県
- (3)和歌山梅酒の主な生産基準
 - ・梅の実には県内で収穫された新鮮な青梅又は完熟梅のみを用いたものであること
 - ・アルコールは10.0%以上35.0%未満であること
 - ・酒類及び梅の実以外の原料は、梅の果肉、梅の果汁、糖類、含糖質物及び炭酸であること
 - ・梅の実は浸漬する酒類1KL当たり300KG以上使用すること
 - ・梅の実の酒類への浸漬、酒造工程時の貯蔵、容器への詰込は和歌山県内で行うこと など
- (4)管理機関：GI和歌山梅酒管理委員会【設立日：令和2年8月26日、会員数：29事業者】
 - ・会長：中野 幸生（中野BC株）
 - ・副会長：山本文男（平和酒造株）、中田吉昭（中田食品株）、北村泰之（株梅一番井口）

2. 今後の活動予定

【和歌山県】

- ・首都圏百貨店等でのGI和歌山梅酒フェアの開催
- ・「ふるさと和歌山わいわい市場」GI和歌山梅酒特設コーナー設置
- ・和歌山県梅酒マッピング図の改訂

【GI和歌山梅酒管理委員会】

- ・官能評価や書類確認等による適切な品質管理
- ・GI和歌山梅酒ポスター・チラシの制作
- ・SNS等を活用したGI和歌山梅酒の魅力発信
- ・GI和歌山梅酒お披露目イベント（大阪国税局タイアップイベント）

《参考：地理的表示（GI）について》

地域で長年育まれた伝統と特性を有し、その品質等の特性が生産地と結びついている農林水産物や食品の名称を、知的財産として保護するものです。GIマークを表示することでブランド価値が高まり、今後、海外でのブランド保護に向けても大変有効となります。

※酒類の地理的表示の指定状況【全国：12品目】

- ・日本酒（日本酒、山形、白山、灘五郷、はりま、三重）
- ・本格焼酎・泡盛（吉岐、球磨、薩摩、琉球）
- ・日本ワイン（北海道、山梨）

※特定農林水産物等に関する地理的表示の登録状況【全国登録数：99品目（R2.8.31時点）】

- ・和歌山県内では「紀州金山寺味噌」が登録済

お問い合わせ

県関連PRイベントについて

和歌山県農林水産部食品流通課 生産者支援班 堺田・鳥居
TEL 073-441-2814 FAX 073-432-4161

酒類の地理的表示について

GI和歌山梅酒管理委員会 事務局 東浦
TEL 073-431-8689 FAX 073-431-8902

